部内限

基安発第0610001号
平成17年6月10日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
（公印省略）

登録製造時等検査機関等に対する監査の実施に当たって留意すべき事項について

登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者若しくは登録教習機関又は指定試験機関（以下「機関等」という。）に対する監査指導の実施については、平成17年6月10日付け基発第0610001号「登録製造時等検査機関等に対する監査指導の実施について」（以下「局長通達」という。）をもって指示されたところであるが、その実施に当たっては下記に留意の上、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1　監査の実施方法、実施時期等について

（1）局長通達別添の登録製造時等検査機関等に対する監査指導実施要綱（以下「実施要綱」という。）の3(1)の「機関等の代表者等を本省又は都道府県労働局があらかじめ定めた場所へ召致することによって実施するものとする。」とは、機関等の任意の協力を得て所要の帳簿、書類等を持参させ、これを検査する方法（以下「召致」という。）をいうものであること。

この場合、個々の機関等について召致の対象とするか否かを決定する基準をあらかじめ定めておくこと。例えば、[redacted]に対しては召致による監査を行い、[redacted]に対しては立入りによる監査を行うことが考えられること。

また、[redacted]に対しては、立入りによる監査を行うものと

すること。

（2）監査の適正な実施及び進行管理を図るため、各年度ごとの取組内容、監査の方法等を明確にした中期的な監査指導計画を策定しておくこと。

なお、監査を行う頻度については実施要綱の3(2)のとおりであるが、[redacted]を実施すること。

（3）上記(2)にかかわらず、[redacted]には、遅滞なく監査を行うこと。

（4）[redacted]を行い、その結果、必要と認められる場合には、[redacted]を行うこと。

（5）監査は、[redacted]を定めておくこと。

（6）監査を行うに当たっては、[redacted]を行うことにより、その効率化を図ること。

（7）監査を行うに当たっては、必要に応じ、本省又は関係都道府県労働局の関係課等との情報交換、連絡調整等を行うこと。

（8）立入りによる監査を行う場合には、立入検査証（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）様式第21号の2の2）を携帯すること。

（9）実施要項の3(3)に掲げる監査を行うに当たっての観点のうち、同エの「その他、機関等の業務が法令等に基づき適正に行われているか否か」に係るものとして、以下に掲げるものがあること。

ア [redacted]適正に行われているか否か

イ [redacted]必要な管理がなされているか否か

ウ [redacted]があるか否か

（10）監査事項の詳細については、別紙に示す機関等ごとのチェックシートを活用すること。

（11）監査の具体的な実施方法としては、以下に掲げる方法があること。

ア [redacted]すること。

イ [redacted]すること。

ウ [redacted]

[redacted]することを。

(12) 上記(11)の方法により監査を行うため、[redacted]を指導することを。

2　その他

（１）都道府県労働局において登録製造時等検査機関、登録性能検査機関又は登録個別検定機関の各地方事務所の監査を実施した場合は、その結果をチェックシート等により本省あて報告すること。

（２）都道府県労働局において登録製造時等検査機関、登録性能検査機関又は登録個別検定機関の地方事務所に対する監査を実施した結果、法令で定める処分要件に該当する事実を確認した場合は、原則として、当該地方事務所の責任者に当該事実の確認をさせた上、本省あて遅滞なく報告すること。

（別　紙）

＜チェックシート＞登録製造時等検査機関

[redacted]

<チェックシート>登録性能検査機関

[redacted]

＜チェックシート＞登録個別検定機関

[redacted]

＜チェックシート＞検査業者

[redacted]

＜チェックシート＞登録教習機関

[redacted]